(14) 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成27年11月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、 及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 東伯郡琴浦町 個人

乙 倉吉市 団体

2 和解の要旨

県側の過失割合を6割とし、県は、損害賠償金50,000円を甲に、損害賠償金83,261円を乙に、それぞれ支払うものとすること。

- 3 事故の概要
- (1) 事故発生年月日

平成27年1月17日

(2) 事故発生場所

東伯郡琴浦町大字八幡地内

(3) 事故の状況

和解の相手方甲が、一般県道下市赤碕停車場線を軽乗用自動車で走行中、腐食により 倒れていた道路照明灯に衝突し、同車両が破損したものである。

また、同車両が衝突したはずみで、同道路照明灯が停車していた普通特種自動車 (パトカー) に衝突し、当該普通特種自動車が破損したものである。